

受付	個人質問	第 号
	令和 年 月 日	時 分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和3年5月31日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 大島令子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>N-バスの運賃見直しについて</p> <p>N-バスの運賃を令和3年度の路線再編時に65歳以上の高齢者（赤あったかあど保持者）については運賃を無料から100円に値上げすることを予定していたが、市民からの反対署名や議会からの要望で先送りになった。</p> <p>1年程度かけて見直すことになったが今後の見直しスケジュールを伺う。</p>	
2	<p>合併処理浄化槽設置整備補助制度の復活について</p> <p>本市の公共下水道普及率は約96%であるが、単独浄化槽は未だ約1,500基ある。民間開発された戸建ての団地では単独浄化槽と合併処理浄化槽が混在しており側溝に処理されないままの汚水が流れ季節によってはゴキブリなどの発生や汚臭など衛生面の改善を求める声がある。これらの地域は本市の下水道計画区域になっている。</p> <p>本市では合併処理浄化槽設置補助事業を平成5年に開始し23年度に終了したが下水道計画区域内ではいまだ下水管敷設事業は未着手で、いつ下水道に接続できるのか見通しの回答はなく本市の「公共下水道計画図」は罪作りの計画図となっている。平成12年には水環境を守ることを目的として浄化槽法が改正され単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換に努めるものとなった。下水道普及の見通しがたたない区域の市民のためにもこの補助制度の</p>	

	復活をしないか。	
3	<p>公契約条例の制定に向けて</p> <p>公契約条例は愛知県下では16自治体が制定または検討中である。本市では令和3年の9月議会での条例制定をめざし、パブリックコメント及び説明会を行ってきた。</p> <p>本市の「公契約条例の目的」は、発注者と受注者の責務を明らかにし、公共事業等の品質の確保、従事する労働者等の労働環境の整備を図り、地域経済の発展や、豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することとなっている。そこで本市のおかれた環境・条件をふまえて単なる理念条例とならないよう以下伺う。</p> <p>(1) 制定にあたり本市の重視すべき基本視点はどのようか。</p> <p>(2) これまでの自治体運営は「最小の経費で、最大の効果」をつきつめてきた。現在行政改革という名の下に人件費の抑制、民間委託、指定管理者制度の導入が検討されている。このまま進むならば、本市は公共サービスに従事する人々の賃金に関心を持っていかないと自治体がワーキングプアを作りだしかねなくなる。このような認識を条例に反映させるべきだがどのように考えているか。</p> <p>(3) 公契約の概念を拡大して請負契約だけではなく指定管理者、委託契約等も対象契約とすべきと思うがどうか。</p> <p>(4) 対象労働者に雇用契約だけではなく請負契約者も対象とすべきと思うがどうか。</p> <p>(5) フェアな労働環境を確保するということから。男女共同参画や次世代育成支援、障がい者雇用等の社会的価値を重視した評価項目とする総合評価入札方式の導入など入札改革をすべきと思うがどうか。</p> <p>(6) 労働者、使用者、公益代表などの構成による労働報酬の審議組織の設置は考えているか。</p>	
4	<p>野生生物担当部署を設置しないか</p> <p>コンクリートに覆われた市街化区域に、近年野生生物の出没や、動物の餌付けによる糞害、住宅地での養蜂事業者の巣箱設置等が発生している。本市の地形は東に広大な東部丘陵、西は区画整理事業による市街化区域となっている。東部地域で行われている宅地開発、モリコロパークでのジブリパーク建設工事などにより田畑や森林が減少し、また近年の地</p>	

	<p>球温暖化による生態系の変化で野生生物は棲家を追われ、コンクリートで固められた人間の住む地域にまで餌を求めて出沒している。</p> <p>野生生物は自然環境そのものであるが苦手な市民も多い。相談窓口を設置して、人が野生生物を恐れず仲良く生きることのできるまちにしないか。</p>	
--	---	--